

平成13年第9回教育委員会記録

平成13年5月23日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年5月23日(水)午後2時04分～午後2時50分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 碓之助 教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博 継
学務課長 森 仁 司 施設課長 小林
指導室長 工藤 豊 太
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正 司
スポーツ課長
社会教育 伊藤 俊 雄 次 長
センター所長
事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主査 能任 敏 幸
担当書記 手島 広 士

傍聴者数 延べ 23 名

会議に付した事件

議案第39号 異議申立てに対する決定について

報告事項

- 1 ISO14001 認証取得について
- 2 杉並区教育委員会傍聴規則の運用について
- 3 児童・生徒数、学級数について
- 4 区立幼稚園児在籍状況について
- 5 平成13年度運動会実施予定について

委員長 ただいまより平成 13 年第 9 回杉並区教育委員会定例会を開催したいと思います。皆さん方、お忙しいところをお礼申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。本日の署名委員は、宮坂委員をお願いいたします。

本日の議案は 1 件ございまして、第 1 議案、第 39 号、異議申立てに対する決定についてです。事務局からご説明のほうをよろしく願いします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第 39 号、異議申立てに対する決定についてご説明をいたします。この議案のいちばん最後の所に「提案理由」ということで記しています。これについては「杉並区情報公開条例に基づく教育委員会への異議申立てについて、杉並区情報公開・個人情報保護審査会から、答申が出され、処分庁として決定を下す必要がある」ということで議案を提出しているものです。

中身ですが、異議申立て等については若干経過をご説明申し上げますと、昨年 12 月に教育委員の候補者選任に至る経過のわかる公文書について情報公開を求められました。これについて、文書が存在しないため公開できないということで通知をしたわけですが、これに対しまして異議申立てが出されました。何の情報も存在しないという処分には信頼性がないということで異議申立てが出されました。この異議申立てに基づいて教育委員会から杉並区情報公開・個人情報保護審査会会長宛に諮問をいたしまして、審査会の中で意見聴取も含めていろいろと審査がなされまして、資料にありますように、平成 13 年 5 月 9 日に個人情報保護審査会の会長から教育委員会の委員長宛に答申が出されました。

この答申の概略ですが、1 番の所に結論ということですが、「本件異議申立ての対象となっている、杉並区教育委員会に属する、区教育委員の候補者選任の経過がわかる公文書につき、文書不存在を理由に公開請求拒否決定をしたことは、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない」というのが答申の結論です。

この答申の中にそれぞれ異議申立て、それから、不服審査の経緯ということで書かれていて、それら経緯の中で審査会がどういった判断をしたかというのが 2 頁の所に書かれています。(2)の所で、「区議会議案以外の本件文書が区教委に存在しないかどうかについて」ということで審査会で審査をしているわけですが、この点について、教育委員会としては、「教育委員候補者の選定権は、区長の専属的な権限であるので、教育委員会においては、任命のあった者を教育委員として受けているのであって、教育委員会において、文書が存在する理由はなく、また、現実として存在しない」というような主張が出されています。

これらを受けまして、その次の頁で、ちょうど真ん中あたりになるかと思いますが、「実施期間・区教委から事情聴取を行い当審査会が職権で調査したところでは、区長側は区教委側に対して、

委員候補者名を文書化して協議したりする慣行はなく、委員後任の条件等に関する口頭の事務連絡が行われるのにとどまるのが常態であると認められた」ということで、「申立人が」ということで、公開請求において求めた、選任経過に関わるような文書については一切区教育委員会に保有されていることはないと認められるところで、先ほどの答申の結論ということで答申がありました。

これを受けまして、本日の議案の第 39 号、教育委員会名での決定の文書です。

決定。異議申立人が、平成 12 年 12 月 20 日付で提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文。本件異議申立てを棄却する。

理由。本件異議申立ては、上記異議申立人が行った「杉並区教育委員会に属する、区教育委員の候補者選任の経過がわかる公文書」の情報公開請求に対し、当該文書が存在しないため公開できないとする平成 12 年 12 月 14 日付の杉並区教育委員会の決定に対するものである。

本件異議申立てに対する決定にあたっては、杉並区情報公開条例第 11 条の規定に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して審理を行った。

この結果、本件処分は、別添の審査会の答申と同様に妥当と判断される。

よって本件異議申立ては、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

そういうことです。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明についてご質問とかご意見とかございますか。

教育長 まったく事実のとおりだと思いますので。事実というか、今お話のとおりだと思いますので、私は特段ございません。

委員長 情報公開・個人情報保護審査会から何か。そういう答申ですので、これはこの結果でよろしいかと思えますけど。よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

委員長 ではお認め願いました。ありがとうございます。

では次に報告事項に入らせていただきます。1 件目は「ISO 14001 認証取得の準備について」、2 件目が「杉並区教育委員会傍聴規則の運用について」、庶務課長からよろしく願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから 2 件ご報告いたします。

まず 1 点目が、ISO 14001 の認証取得の準備ということで、今後の進め方ですが、資料があります。この教育委員会が ISO の 14001 を取得していくための準備ということで、今年の 4 月に組織の改編が行われまして担当組織が設置されました。この組織の中で、ISO 14001 について

は、「主なスケジュール」ということで、平成 13 年度、それから、平成 14 年度、これらについて前期、中期、後期というような分け方をいたしまして、それぞれどの時期にどういうことをしていくのかということでの現時点での考え方をまとめているものです。

前期については準備検討というところで、教育委員会が学校も含めて、それから、あるいは済美教育研究所ですとか科学教育センターですとか、あるいは中央図書館等の教育機関が認証取得をするために当面やっていかなければならないようなことというようなことでの、いわゆる認証取得のための必要事項等について関係者に説明をしていく、あるいは学校が認証取得を受けていくということになりますと、環境教育の内容の問題ですとか、それから、関連する事業、そういうものについての検討を進めていくと。それから、これも既に区のほうで行っているところです。けれども、環境に影響のある事項の調査の実施と、こういったところで、実際には調査の関係、それから、職員の研修の関係、そういったものを中心として、前期での準備ということを進めていきたいと考えています。

それから、中期の段階では、環境方針ということ、環境方針をどういう中身のもので作っていくのか、それから、実施事業等の決定ということ、実施事業はどのようなものをしていくのかということについての検討と、それから、方針の決定と、そういったところで、より具体的な実施に向けての体制づくりということ、中期については進めていきたいというふうに考えています。

後期のところでは、実際に ISO を取得してこの 14001 の運用を図っていくということでの体制づくりということ、現在平成 13 年度から平成 14 年度の 2 年間で進めていく準備をしているところです。

それぞれ主なスケジュールの中で施策の検討、それから、規格への適合作業、それから、職員への周知、研修、それから、実行組織の設立等々と書いていますが、施策の検討というような所での検討組織、この ISO 認証取得のための検討組織、そういったものも内部的に立ち上げながら進めていくということ、それぞれ前期、中期、後期ということ、主なスケジュールについて記載しているとおりです。それが 1 点でございます。

それから、2 点目の「杉並区教育委員会傍聴規則の運用について」ということですが、この教育委員会の傍聴規則については、規則の第 4 条ということ、傍聴人用の席数を限度としていますが、これまでは席の用意ということ、6 席ほど教育委員会の傍聴席ということを進めてきたわけですけれども、教育委員会そのものをより広く区民の方々にも見ていただくというようなことで、可能な範囲で傍聴ができるようにしていきたいということ、傍聴人の席数を現在の 6 席から、20 席に変更して運用したいということです。今日もそうですけれども、それぞれ教育委員会室の

机を一部室外に出すなどレイアウトを変更しながら対応をしていくということです。

理由ですが、先ほど申し上げました、よりたくさんの方の傍聴者がお見えになっており、この間、平成 13 年 4 月以降、平均の傍聴者数というのが 12 名になっていますので、そういったことでの対応と、それから、その都度委員の中での傍聴人の協議ということが必要のないように、あるいは議事進行が迅速化できるようにというところから、今回の運用ということでやるということです。これらについては平成 13 年 6 月 1 日以降に実施される教育委員会からやっていきたいということで考えています。私からは以上です。

委員長 ご質問とかご意見がありましたらお願いいたします。

教育長 ちょっといいですか。私はちょっと勉強不足なのかな。ISO 14001 シリーズのことなのですが。何故これを教育委員会で取り上げて、何を対象に、どのような目標で、具体的にどのようにするのかというのがよく見えてこないの、突然スケジュールを示されても全容をよく理解できないのですが。もし私が勉強不足であればその辺を補足していただけませんか。

庶務課長 ISO の取得については区がいま全力をあげて取り組んでいるところですが、区が取得を受ける際に教育委員会も併せて取得をしていってはどうかということで、教育委員会が取得を受けるということになりますと、当然環境教育ということを前面に掲げて取り組んでいく必要がありますし、それから、子どもたち、児童、生徒への環境教育を実施すると同時に、施設自体が環境に配慮した運営に努めていくというところでの、教育委員会自身も ISO の取得を受けていくということでは、少なくとも民間等の模範にもなっていくだろうというふうなところであったわけですが、実際に教育委員会については区長の権限が及ばないというようなこともありますので、教育委員会の事務局ということで、いわゆるここ本庁組織の、6 階のフロアと言ったほうが早いと思うのですが、その部分については ISO の対象ということで、現在認証取得の準備を進めているわけですが、学校、それから、先ほど申し上げました図書館、科学教育センター、そういったものについては区長の権限が及ばないというようなことですので、切り離して進められてきたという経過があります。ただ、そのときに教育委員会もこの ISO の取得をしていくということについては、非常に重要なことであるというふうなことがありますので、組織の整備そのものも 4 月 1 日から、いわゆる主査を置いて、これについての取組みということを進めていくということでこれまでの経過というのがございます。

具体的に何をどうやるかというところの段階なのですが、いちばん必要な点から申し上げますと、教育委員会が ISO の取得を受けるために必要な事項が何かということがまだ明らかになっていないというところから、そういう、必要事項について当面は検討していかなければいけないだろうというところが 1 点です。それから、もう 1 点は、教育委員会が取得を受けて

いくとすると、教育委員会の事務局だけで行っていくということではありませんので、少なくとも、例えば学校ということになりますと、学校を構成している教員、それから、区の職員、それから、子どもたち、そうした構成している人たちが環境、ISOについての理解、そういったことも当然必要になってくるというようなこともありますので、何故環境、ISOを取得していく必要があるのかといった、そういった意義づけ等についても理解を求めていかなければならないだろうというようなところで、最初の段階での取組みというのが、そういう意味でうまく考えているわけです。

これらを実際に動かしていくためにそれぞれ組織が違ってきますので、教育委員会の中で、先ほど申し上げました学校も含めて、あるいはその他の教育機関も含めて、組織の整備をしながら全体としてどう動いていくかというところで最初の取組みが必要になってくるだろうというふうなところです。

教育長 これから取りかかるための大枠スケジュールを今日はお伺いをして。学校の場合、特に学校をイメージしているわけですね。子どもたちもいる、保護者もいる、教職員もいる、地域の利用者もいる、すべての人たちがISOを達成するということは、すべての人たちが環境を意識して行動しないとこれ達成できないですね。そういう意味では学校を構成する人たちの意見をどうするのかとか、そういう調整なんかもこれからということによろしいのですか。

庶務課長 そうです。

教育長 はい。わかりました。ありがとうございました。

委員長 スケジュールによると、認証の取得の目標年次というのは平成14年度の末頃ということになりますか。

庶務課長 できれば平成14年度の10月ぐらいには目途にしたいということで考えています。区のほう在今年取得を受けるということでやっていますので、1年ぐらいの遅れになるのかなということで準備を進めていきたいと思っています。

教育長 そんな簡単にできますかね。学校ですよ。67校。養護学校、区立幼稚園、すべて。そういう見通しはどのように立っているのですか。

庶務課長 これまで区長部局のほうでいろいろんな調査などもやっております。その際に学校も範疇に入れた調査などもやっております。ある程度のデータとしては既に蓄積されているのがあるということですので、あとは、これからはどれだけ関係者の理解を深めていただいて、協力していただいて、これにどう取り組んでいくかということが深まっていくというのが、それがいちばんだというふうに思っていますので、あと1年半ぐらいになるかと思うのですが、そのぐらいで進めていければということ考えています。

教育長 だけど、具体的に学校にモデルを示したりしていますか。そして話を聞いたことはありませんか。それで見通しは立てられますか。

庶務課長 このISOの関係については今年の段階から校長会を通したりして、あるいは役員校長会を通したりして区の動きを伝えたりしております、組織改正の際にもISOの担当所管といえますか、そういったことも作られる、といったことも含めて学校の側には話しておりますので、初めて聞く話ではないというふうに思っています。

それから、いま行っているのですが、キッズISOという、いわゆる子どもたちが環境を身近に考えて、目標を立ててどうやっていくかということの実践の部分についても、いま学校のほうで取り組みを始めています。そういったいろいろな布石というのはこれまでもありましたので、初めてではないというふうに思っております。

教育長 それならいいのですけど。やはり学校現場ですから、特に子どもたちが問題意識をどう持っているか。小学校もありますしね。その辺のところはかなりキーになるので、やる以上はその辺も含めて。私も子どもたちに環境問題の意識を高めてもらう意味でも非常にいいことだと思っていますけど、その辺をよろしく具体的に詰めていっていただきたいと思います。

大蔵委員 認証の取得は1つの学校ごと取るのですか、教育委員会として一括して取るのですか。

庶務課長 その辺も細かくやっていかないといけないのですが、個別個別になっていこうというふうに思っております。

事務局次長 確かにいまのご指摘のとおり、きついといいますが、自戒して進めていくのは大変な問題ですけど、ただ、ただらだら長くやってもうまくいとも言えないのです。目標としては1年半というようなことを、一応定めて進めるということでやってもらいたいです。

大蔵委員 今年の初めに、今年度の話ですけど、杉並の教育のときにその問題はもうあの中に入っていましたよね。

教育長 ただ、私は具体的なものがまだ見えてきていないものだから。私も学校へしょっちゅう出入りしているけども、子どもたちからもあまりそういう話を耳にしたことがないものだからちょっと心配したものでね。そういう布石を打ってあるのであれば、是非具体的に進めていただきたいと思います。

委員長 現在、数値的に、例えば電気とかガスとか水道だとか、どういうふうに押さえてあるのかということでも、数量的に簡単に把握できるやつなんかは全部数値を今後3カ年なんかはそれを示さなければいけないようになっていきますから、全体像で将来こういうふうに行きたいというのを認証機関に示しておいてもらう。それで、それを運用する。当然ですけど、子どもたちと先生たちとがそれをコントロールしていかなければいけないと。大変だと思っていますけど。

教育長 委員長は専門家ですね。全国で、学校でこういう先行例というのはありますか。いわゆる公立の小・中学校で。

庶務課長 認証の取得の仕方もちょっといろいろと違うのですが。ある所では教育委員会と区長部局が認証機関になって、学校それぞれについて、例えば杉並でしたら、ある小学校、中学校、この部分については取得をするというのは、いわゆる模擬的なやり方をとっている所もありますし。23区の中ではまだ取得している所はありませんで、今年取得するというので、何か最終の詰めに入っているという所はあるというふうに聞いておりますが、全国の中では、私が聞いていた限り、いまの時点ではわかりませんが、去年の段階ではありませんでした。

教育長 板橋区あたりがどうかという情報が入っているのですが。10月にすべての60数校が、すべてではなくて個別であってもいいということにもなるのですか。

庶務課長 その辺について先ほどははっきり申し上げられなかったのですが、当然学校の中でいろいろ、例えば教材の問題、それから、環境、教育の問題というようなことでなかなか進められないというようなことになってきますと、1校だけ外して他の機関という、そういう括り方ができませんので、当然各校对応といいますが、そういうところの中で、大括りとしては教育委員会ということでやってきますが、いまのところ実態的には各校での取得ということになっていくかなというふうに思っていますが、その辺についてもこれから認証機関にも相談しながら細かにやっていきたいというふうに思っています。

事務局次長 目標としては、全校やっていくという目標を持っています。

教育長 今日は一遍には無理ですから、また途中で経過などを聞かせてください。

委員長 あまり全国的にも例がないというか、自治体はとるので、除く教育委員会関係というのは通例でして、そこに敢えて取り組むということにはものすごく意義がありますし。さっき環境教育と言われましたけど、目的はそんなところにいちばん重点を置いていらっしゃると思うのですね。いいことだと思うのですが。これからも検討課題がかなりいろいろと多いけどよろしく願いいたします。

それからあと、傍聴規則の運用についてということでご質問とかありましたらどうぞ。

教育長 一遍に3倍増ということですが、よろしいのではないのでしょうか。

委員長 では傍聴規則のほうもよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

委員長 ではどうもありがとうございました。原案どおり進めさせていただきます。

では3番目、「児童・生徒数、学級数について(平成13年5月1日現在)」、それから、4点目が「区立幼稚園園児在籍状況(平成13年5月1日現在)」について、併せて学務課長からよろしく

お願いします。

学務課長 それでは私のほうから 2 件続けてご報告させていただきます。

まず 1 件目。平成 13 年度児童・生徒数、学級数についてですが、これはもう 1 件の幼稚園のほう園児の在籍状況と併せて、平成 13 年度学校基本調査による児童・生徒数の在籍者数並びに幼稚園の園児の在籍状況です。既に先月 11 日の都教育委員会において、学級編成の基準日でございます。4 月 1 日現在の数についてはご報告させていただいたところですが、今回区立学校に在籍しております児童・生徒数をまとめ都のほうに報告していますので、改めてご報告させていただきます。

区立の小学校のほうの児童数の合計ですが、右側の中段、小学校計の所をご覧ください。1 万 7,166 名、これに済美養護学校の小学部 40 名を加えますと 1 万 7,206 名という状況です。学級数については 565 学級です。ちなみにこれを 1 校あたりの平均に置き直しますと、児童数は 1 校平均 390 名強、学級数で申し上げますと約 12.8、大むね 1 学年 2 学級という状況です。また、1 学級あたりの児童数は 30.4 人という状況になっています。

それから、中学校のほうですが、中学校計をご覧ください。7,189 名、これに済美養護学校の中学部 33 名という状況になっております。学級数は 216 学級です。これも 1 校あたりの平均ということで参考までに申し上げますと、生徒数が 312 名強、学級数で申し上げますと 9.4 学級、1 学級あたりの平均で 33.3 名という状況です。

なお、区立の小学校、中学校のそれぞれ最大、最小の学校名等については前のご報告した状況と同様です。中学校のほうも同様です。

次に、平成 13 年度の区立幼稚園の園児の在籍状況です。区立幼稚園についてはご案内のとおり、遡ること昭和 45 年から昭和 52 年にかけて開設されておりまして、現在 7 つの区立幼稚園がございます。資料記載のとおり、今年の 5 月 1 日現在の区立の在園実数の合計は 626 人ということで、ちなみに定員の充足率という指標で見ますと 69.9%、約 7 割弱という状況です。ただ、前年度が 595 名で、31 名ほどかなり園児数が増えています。

この理由としましては、区の南部地域に運営されておりました私立の幼稚園 1 園が平成 12 年度末で廃園という状況になりまして、そこに入園されていたお子さんが、区立幼稚園のほうにも 4 才児、5 才児の園児を受け入れるという状況がございまして、この特異な要因で受け入れたお子様の数 42 名ほどですが、それを差し引きますと逆に前年度より 10 名ほど実質的には減という状況がございまして。ちなみに充足率から見ますと、低いほうが方南幼稚園、その次に堀ノ内幼稚園、逆に充足率の高い幼稚園が西荻北幼稚園、続いて高井戸西幼稚園という状況になっています。

以上、簡単ですが、区立の小・中学校の児童・生徒数、学級数と区立幼稚園の園児の在籍状況

についてご報告申し上げます。

委員長 はい。ありがとうございました。ではご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

教育長 いま幼稚園児が合計 626 人ですね。定員は何人になりますか。

学務課長 定員ですと 1 園あたり規定上は 128 名。下に書いていますとおり、定員は 4 才児、5 才児各クラス 64 名、その 2 倍と、掛け合わせますと 128 名という定員になっていまして、7 園合計しますと 896 名という定員枠になります。

教育長 くどいようですが、幼稚園で方南と堀ノ内が今年は低いのですが、これは最近ここ 2、3 年ほぼ同様の傾向と見てよろしいですか。

学務課長 在園の園児数並びに充足率の推移を見ますと、やはり方南、堀ノ内が低い辺になっておりまして、傾向は変わっていません。

委員長 4 月も経過をお聞きして。これは 5 月分ということで承っておきましょう。はい。ありがとうございました。

では 5 番目に、「平成 13 年度運動会実施予定について」、指導室長、よろしくお願いします。

指導室長 平成 13 年度の小学校、中学校、幼稚園の運動会の日程が決まりまして、もう先週の土曜日から運動会が開始されております。今日 23 日阿佐ヶ谷中学校の運動会があったわけですけど、今日雨ですので、残念ながら延期ということになっております。春に 50 校、それから、秋のほうに 18 校、園ですね。幼稚園はすべて秋のほうになっているようです。こういうふうな日程で子どもたちの頑張っている姿をそういう表現活動、体育活動の中で各学校は努力してやっているわけですけど、各委員の皆様方のご予定が合えば、覗いていただければ学校も大変勇気づけられるかなと思っておりますので、日程をご提示した次第です。私からは以上です。

教育長 大体土曜、日曜を中心に開かれていますので、保護者の参加もできて大変いいなと思えます。一時期平日が多かったような記憶があるものですから大変いいなと思っておりますが、それでも平日が中学校で多少行われていたような。これは、いわゆる土曜、日曜のほうが保護者の参加もしやすくいいなという気もするのですが、学校の中ではそういう検討をした上での、やはりいろんな事情があつてのことですかね。

指導室長 確かにいま教育長が言われましたように、やはり教育課程というのは十分検討して作りますものですから。ただ、中学校のほうはどうしても生活指導とかいろいろな経緯の中で平日というふうになっているかと思えます。ただ、指導室としましてはやはり今後開かれた学校というようなことで、地域の皆様方、保護者の皆様方が学校をよりよく見ていただける体制づくりは今後必要かと思っておりますので、今後また、来年度を含めまして休日開催等に向けて努力していただきたいという指導はしてまいりたいと思っております。

教育長 ほぼ9割近くやられていると思いますので、傾向としてはいいなと思っております。私も日程がとればいくつか行ってみたいと思っていますけど。

指導室長 よろしく願いいたします。

教育長 いくつか行ってみたいのはいいのだけど、同時進行だから困ってしまう。指導主任の先生、大変でしょうけどもできるだけよろしく願いいたします。

指導室長 はい。わかりました。

委員長 各学校、いろんな行事予定等勘案しながら、先ほどのご意見等を把握して取組みを進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。では他に。

指導室長 それでは先般、4月の教育委員会、5月の教育委員会で教科書の採択における事務日程についての概要をお示したところですけど、その後展示会の日程が正式に決定いたしまして、また都教委からも正式な日程をいただきましたので口頭でご報告を申し上げたいと思えます。済美教育研究所ですけど、6月12日から7月5日。ここは休館日なしで午前9時から午後5時までです。

それから、中央図書館A・B会議室、6月22日から7月5日。ここは図書館の休館日合わせまして6月25日月曜と7月2日月曜、その日は開催しません。時間は同じように9時から5時までです。

もう1か所、セッション杉並、第6、第7集会室、同じように6月22日から7月5日です。休館日が6月28日です。時間は9時から5時です。

それから、教育委員の皆様方に学習していただくための「見本」本の件ですけど、事務局のほうに設置するような手はずになっておりますのでご報告をしておきたいと思えます。

それから、区民に対しての周知ですけど。いまの件については6月1日の「広報すぎなみ」で周知する予定です。私からは以上です。

委員長 何かご質問等はよろしいですか。

教育長 いま教科書はいろいろと注目を集めておりますので、私も早くその「見本」本というのを拝見してしっかりと勉強したいと思えますが、膨大な数ですね。あれ全部で何冊ぐらいになるのですか。9教科で出版社も多いですから、いまからトータルで何冊読まなければならないという気合は入っておりますので。

指導室長 小学校のほうは、全教科あわせて318点、中学校は、全教科あわせて139点でございます。小中あわせて457点の教科書が用意してございます。お忙しいと思えますが、お時間の許す限りご覧いただければ思っております。

委員長 よろしいでしょうか。ご質問がないようであれば、本日は、これで教育委員会を閉じます。